

令和 8 年度組織改正及び職員配置について

1 主な組織改正（令和 7 年度と令和 8 年度の組織比較表は別紙（P 4～P 15）のとおり。）

<企画総務局>

(1) 公共施設マネジメント推進室の新設

「広島市公共施設等総合管理計画」に基づき、老朽化したハコモノ資産の更新、維持保全を着実に進めるとともに、財政局との連携の下、学校跡施設等の未利用資産の利活用等の取組を一層推進するため、行政経営課に公共施設マネジメント推進室を設置します。

<こども未来局>

(2) こども・子育て政策室の新設

「こども・若者と子育てに優しいまち“ひろしま”」の実現に向け、福祉、保健、教育、まちづくりなど、様々な分野にわたるこども・若者・子育て施策をけん引し、総合的に推進するため、こども未来調整課にこども・子育て政策室を設置します。

同室は、市長を本部長とする「広島市こども・若者・子育て政策推進本部」の事務局を担います。

<都市整備局>

(3) 都市機能調整部の再編

魅力ある都心づくりの更なる進展に向け、経済観光局から平和大通りの利活用、道路交通局から都心部の道路における人中心の空間整備等の事業を移管し、都市機能の充実強化に集中的に取り組むこととし、それらを機動的かつ効率的に推進できる体制を構築するとともに、新アリーナ構想の検討を始め、民間事業者による開発などが進む二葉の里地区の活性化に向けたまちづくりの推進に重点的に取り組むため、都市機能調整部を再編します。

具体的には、部内における組織体制を見直し、地区別に編成した紙屋町・八丁堀地区活性化担当及び広島駅周辺地区活性化担当を、所管業務に応じて都市機能調整担当及び都心まちづくり担当に組み替えるほか、新たに二葉の里地区まちづくり担当を設置します。

2 主な職員配置

(1) 増員

<財政局>

ア 財源確保に係る業務を集約するとともに、返礼品の新規開拓などのふるさと納税に係る取組を強化するため、財政課の職員を増員します（3人）。

イ 学校跡施設等の未利用資産の管理業務を集約するとともに、売却等を一層促進するため、管財課の職員を増員します（3人）。

<健康福祉局>

ウ 平成25年生活扶助基準改定に関する最高裁判決への対応を踏まえた保護費の追加給付業務に取り組むため、保護自立支援課の職員を増員します（4人）。

※令和7年度中途の増員（1人）を含む。

<こども未来局>

エ こども・家庭への支援体制を強化するため、児童相談所の職員を増員します（11人）。

<経済観光局>

オ 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券発行事業に取り組むため、経済企画課の職員を増員します（3人）。

※令和7年度中途の増員（2人）を含む。

<都市整備局>

カ 都心の活性化に向けたまちづくりを一層推進するため、都市機能調整部の職員を増員します（8人）。

<区役所>

キ 持続可能な地域コミュニティづくりの推進に向け、ひろしまLMOの設立・運営支援に取り組むため、地域起こし推進課の職員を増員します（3人）。

ク 保健師が地域住民と顔の見える関係を築き、地域課題に応じた迅速かつきめ細やかな保健活動を行う体制を整備するため、地域支えあい課の職員を増員します（5人）。

※令和5年度から段階的に増員

<その他>

ケ 職員が安心して育児休業等を取得できる職場環境の整備を図ることを目的に、代替職員を配置するため、職員を増員します（43人）。

コ 定年年齢の引上げに伴い60歳以降も常勤勤務が原則となったことを踏まえ、短時間勤務職員の減少に対応しつつ、職員体制の充実を図るため、短時間勤務職員に代えて、常勤職員を配置します（30人）。 ※令和6年度から段階的に配置

(2) 減員

<企画総務局>

ア 定額減税補足給付金支給事業の収束に伴い、総務課の職員を減員します（▲5人）。

<財政局>

イ 滞納整理業務について、滞納件数の減少に伴い、収納対策部の職員を減員します（▲9人）。

<健康福祉局>

ウ 低所得者に対する給付金支給事業の収束に伴い、健康福祉企画課の職員を減員します（▲4人）。 ※令和7年度中途の減員（2人）を含む。

<こども未来局>

エ 八幡東保育園の廃止に伴い、職員を減員します（▲6人）。

オ 保育園調理業務について、正規職員と非正規職員との役割分担を踏まえた執行体制の見直しに伴い、職員を減員します（▲3人）。

<環境局>

カ ごみ収集運搬業務について、民間委託の推進により、職員を減員します（▲7人）。

<区役所>

キ 国勢調査の終了に伴い、区政調整課の職員を減員します（▲8人）。

<教育委員会>

ク 全国高等学校総合体育大会開催業務の収束に伴い、指導第二課の職員を減員します（▲8人）。 ※令和7年度中途の減員（3人）を含む。

ケ 学校施設の維持管理業務について、正規職員と非正規職員との役割分担を踏まえた執行体制の見直しに伴い、職員を減員します（▲3人）。

<公益的法人等>

コ 公益的法人等の職員のプロパー化等により、派遣職員を減員します（▲12人）。

(3) 差引増員数

上記の増員及び減員のほか、全庁的に職員配置の見直しを行った結果、差引約40人の増員（学校の教員を除く。）を予定しています。

なお、この人数は、令和8年1月時点での見込みであり、今後の退職者数等により変動します。